

## 各務原市パークレンジャーに関する要綱

(令和4年3月31日決裁)

各務原市パークレンジャーに関する要綱（平成24年9月1日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑豊かで快適な都市環境を創出するため、市民がパークレンジャーとして市内の公共施設（道路、公園、広場、河川等のうち屋外にあるものをいう。以下同じ。）の緑化、清掃、公共施設の使用に係る意識啓発等の活動（以下「ボランティア活動」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パークレンジャー」とは、自発的にボランティア活動を行う団体で、次条各号に掲げる要件を満たすものとして市の登録を受けたものをいう。

(登録要件)

第3条 パークレンジャーの登録の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 5人以上の団体であること。
- (2) ボランティア活動は無報酬で行うこと。
- (3) ボランティア活動の内容がこの要綱の趣旨に沿ったものであること。
- (4) 市から公共施設の管理を委託されている団体でないこと。
- (5) 登録を受けた日から1年以上継続してボランティア活動を行うことができること。
- (6) ボランティア活動を行う場所が公共施設であり、その所有者又は管理者から当該ボランティア活動の承諾を得ていること。
- (7) 各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員の統制下でない団体であること。

(登録申請)

第4条 パークレンジャーの登録を受けようとするもの（次条において「申請者」という。）は、各務原市パークレンジャー登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 各務原市パークレンジャー構成員名簿（様式第2号）

(2) 各務原市パークレンジャー活動承諾書（様式第3号）

（登録の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、パークレンジャーとして登録することを決定したときは、各務原市パークレンジャー登録通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（貸与等）

第6条 市長は、前条の規定によりパークレンジャーの登録を行ったとき、又は次条第2項の規定によりパークレンジャーの登録を変更し、その構成員を追加したときは、当該パークレンジャーの代表者に対し、各務原市パークレンジャー認定証（様式第5号。第10条において「認定証」という。）を交付し、及び各務原市パークレンジャー帽子（同条において「帽子」という。）等を貸与するものとする。

2 市は、ボランティア活動に係る道具、資材等に対する金銭的な支援については、行わないものとする。

（登録内容の変更）

第7条 パークレンジャーの代表者は、その活動内容を変更するとき、又はその構成員を追加し、若しくは抹消するときは、各務原市パークレンジャー変更登録申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その登録を変更し、各務原市パークレンジャー変更登録通知書（様式第7号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

（報告）

第8条 パークレンジャーの代表者は、毎年度の末日又は次条第1項の規定による届出をした日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、各務原市パークレンジャー活動状況報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 パークレンジャーの代表者は、ボランティア活動をしないこととなったときは、各務原市パークレンジャー解散届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、パークレンジャーが次の各号のいずれかに該当するときは、その改善に取り組むよう指導を行い、改善がなされないときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティア活動が1年以上行われなかったとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 過度な啓発活動等市長が適切でないとする行為があったとき。

3 市長は、第1項の規定による届出があったとき、又は前項の規定により登録を取り消したときは、各務原市パークレンジャー登録取消通知書（様式第10号）により当該パークレンジャーの代表者に通知するものとする。

（認定証等の返還）

第10条 パークレンジャーの構成員は、構成員でなくなったとき、又はパークレンジャーの登録を取り消されたときは、認定証、帽子等を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各務原市パークレンジャーに関する要綱第6条の規定により登録を受けているパークレンジャーは、改正後の各務原市パークレンジャーに関する要綱第5条の規定により登録を受けたパークレンジャーとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市パークレンジャーに関する要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。